

<出席停止になる感染症>

	学校において予防すべき感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであって、その血清亜型がH5N1であるものに限る）	治癒するまで
第二種	※インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	※新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
	咽頭結膜熱	主症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 <u>※その他の感染症（流山市医師会指導より）</u> <u>ヘルパンギーナ、手足口病、溶連菌感染症、伝染性紅斑（リンゴ病）、感冒性嘔吐下痢症、マイコプラズマ肺炎、伝染性単核症、その他医師が認めるもの（感染性胃腸炎等）</u>	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

※インフルエンザ、新型コロナウイルス、第三種の中のその他の感染症は、治癒証明書は不要。

それ以外の感染症は治癒証明書が必要。